

り候字庭村と申所猪鹿防之番小屋へ、去月廿八日夕方、倅龜松連參、龜松は草薙、總右衛門小屋にて火を焚居候處、同人後之方へ狼來、足へ喰付候を振返候處、唇より腮へ喰付候間、狼の耳を掴み聲を立候に付、龜松聞付、駈參所持之鎌を、狼之口へ入引候處、かつら脇より嚙折られ、難用立總右衛門所持之鎌を、龜松取揚、猶又狼之口へ柄の方捻込後へ引倒、兩人にて押へ候得共、總右衛門は數ヶ所被喰候故、働難成、打倒候に付、狼起上り候を、龜松石を以て、狼の口へ差込候鎌之柄を打込、牙を打かき候へども、狼搔付相働き候に付、龜松大指にて狼之兩眼をくり抜き打た、き、漸仕留候由、總右衛門事所々被喰候得ども、灸所に無之所、龜松介抱致し宿へ連れ歸り、翌日ヨリ療治藥用等仕候處、追日快氣之由、申候、龜松年齢より小柄、虚弱に相見へ、中々右體之働可致者に相見不申候間、驚退も可致處、親大事と存、若輩不似合働仕候者に付、申上置候。

申十月

大貫治右衛門

〔老の長咄〕かたましき姑につかへし嫁あり、年を経て語るに、われら若かりし時、姑のきげんをさまままにあしらへども、兎角氣にいらす、いかせん、と、晝夜に此苦勞たへず、氣分もあしくくらせしが、ある時、不斗心に思ふは、我が、る事のみにては、終に病ひの種となりなん、さすれば實の父母にも、歎きをかけ、姑をも又人毎にあしざまにいはせんは、是不孝の第一也、已後は萬事おろかにして、心もつかはず、孝もなさず、世間には不孝の嫁よといはれて、此家にさへ添ひ暮しなば、是孝の一ならんと、わが心にこゝろをばとりなほして、や、三十年の過しと語る、げにかしこき婦人かなと感せしが、近きわたりに、むつかしきは、すぐれたる姑につかへる嫁あり、我心付ず、此嘶しをやせしとも覺へずありしが、十年の餘もすぎて、其母のうせし後、かの婦人のいふは、其むかし御嘶しなされしを承りて、私もその如くなせしにより、今まで添ひまいらせ候、さて、有がたき御物語なり、それにつき、さるかたの嫁御にも、五六年以前此嘶しいたし候へば、これもそ